

長野市内部公益通報に関する要綱

(目的)

第1 この要綱は、職員等が知り得た市政運営上の違法な行為等に関し、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）の規定に基づき行われる公益通報等について必要な事項を定めることにより、違法な事態を是正し、若しくは防止し、又は損失を最小限に抑え、公正な職務の遂行を確保するとともに、市の法令遵守体制の充実を図り、もって市政運営の透明性の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員及び同条第3項第3号に規定する非常勤の職員をいう。

(2) 職員等 次に掲げる者をいう。

ア 職員

イ 市と請負契約その他の契約をしている事業者の役員及び従業員

ウ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者の役員及び従業員

(3) 任命権者 地方公務員法第6条第1項に規定する任命権者（県費負担教職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条の職員であって長野市立学校に属するものをいう。以下同じ。）にあっては、長野市教育委員会を含む。）をいう。

(4) 通報対象事実 市の事務の管理、運営、執行等に係る次に掲げる行為をいう。

ア 法令、条例等に違反する行為

イ アに掲げるもののほか、人の生命、身体、財産その他の利益若しくは生活環境を害し、又は重大な影響を及ぼすおそれのある行為

(5) 公益通報 職員等が、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、市の機関に通報する行為をいう。

(任命権者の責務)

第3 任命権者は、公益通報を行った職員等に対して、いかなる不利益な取扱いも行ってはならない。

2 任命権者は、職員等が公益通報を行ったことにより、不利益な取扱いを受けた、又は受けるおそれがあると認めるときは、原状回復その他の改善又は防止のための必要な措置を講じなければならない。

(通報の受付窓口)

第4 公益通報を受け付ける窓口（以下「通報窓口」という。）を総務部庶務課に置く。

(公益通報委員会)

第5 公益通報を専門的かつ効率的に処理するため、長野市公益通報委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織等)

第6 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、総務部担任副市長をもって充てる。
- 3 副委員長は、総務部長をもって充てる。
- 4 委員は、総務部、議会事務局、教育委員会事務局、上下水道局及び消防局の職員のうちから委員長が指名する者とする。
- 5 前項の規定にかかわらず、委員長は、必要と認める職員を委員に指名することができるものとする。
- 6 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第7 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、前項に掲げる者以外の者に対し、委員会に出席させ、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 3 委員会の会議は、非公開とする。
- 4 委員会の庶務は、総務部庶務課が行う。

(公益通報等の受付)

第8 公益通報は、書面又は面談により行い、通報者は、原則として氏名及び所属を明らかにするものとする。

- 2 通報窓口は、その内容が真実であると認めるに足りる根拠が示された公益通報がなされたときは、当該公益通報を受け付けるものとする。この場合において、通報窓口は、通報者に対し、公益通報を行ったことを理由とした不利益な取扱いがないこと及び通報者の秘密は保持されることを説明するものとする。
- 3 通報窓口は、公益通報を受け付けたときは、委員会にその内容等を報告するものとする。ただし、公益通報の内容により、早急に事態の收拾を図らなければ、市政及び市民生活に重大な影響を及ぼすことが明らかである等の緊急かつやむを得ない理由がある場合は、委員長に報告し、委員長が必要と認めるときは、委員会を開催することなく任命権者に通報内容を通知することができる。
- 4 公益通報が通報窓口以外に行われたときは、当該公益通報を受けた職員は、直ちに通報窓口はその旨を報告するものとする。

(通報内容の通知等)

第9 委員会は、第8第3項の規定による報告を受けた場合は、当該公益通報に係る任命権者へ通報内容を通知するものとする。

- 2 第8第3項ただし書の規定により通知をした場合においては、委員長は、速やかに委員会を招集し、委員会にその旨を報告するものとする。

(通報内容の調査等)

第10 委員会は、第9第1項の通知を行ったときは、直ちに通報対象事実に係る課等の特定を行い、調査を開始するものとする。

- 2 任命権者は、前項の規定により調査が開始されたときは、通報窓口を通じて、そ

の旨を遅滞なく通報者へ通知するものとする。ただし、通報者本人が通知を希望しない等の特別な理由がある場合（以下「通知を希望しない場合」という。）は、この限りでない。

- 3 委員会は、委員長が指名する職員（以下「調査員」という。）に、通報対象事実の有無その他の事項について、通報者が特定されないように配慮しながら適当と認められる方法により調査を行わせるものとする。

（調査の報告等）

第11 調査員は、調査の過程において、委員会に経過の報告を行うものとする。

- 2 委員会は、前項の報告を受けた場合は、当該報告について協議を行うものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該報告に係る職員等に対し、事情を聴取し、又は必要な資料の提出を求めることができる。

- 3 委員会は、前項の協議の結果、調査を終了するとき、調査員からの報告内容及び協議の結果を直ちに任命権者に通知するものとする。

（是正措置等）

第12 任命権者は、第11第3項の通知（通報対象事実が存する旨の通知に限る。）を受けたときは、遅滞なく是正措置、再発防止策等（以下「是正措置等」という。）を講ずるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、任命権者は、早急に是正措置等を講じなければ証拠が隠滅されてしまう等の理由により、第11第3項に規定する通知を受ける前に是正措置等を講じなければならないときは、同項の通知を受ける前に是正措置等を講ずることができる。

- 3 任命権者は、前2項の規定により是正措置等を講じたときは、当該是正措置等の内容について直ちに委員会に報告を行うとともに、その旨を通報窓口を通じて遅滞なく、通報者に通知しなければならない。ただし、通知を希望しない場合は、この限りでない。

- 4 通報対象事実が県費負担教職員に係ると認めるときは、長野県教育委員会がとった是正措置等についても、任命権者は直ちに委員会に報告を行うとともに、その旨を通報窓口を通じて遅滞なく、通報者に通知しなければならない。ただし、通知を希望しない場合は、この限りでない。

（処理状況の公表）

第13 市長は、公益通報の件数、主な内容等について、氏名等通報者が特定できる情報を除き、毎年度公表するものとする。

（補則）

第14 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。